

平成26年度第1回青森県新型インフルエンザ対策医療協議会

議事録

1. 開会

保健衛生課長代理あいさつ

2. 議事

(1) 新型インフルエンザ等対策に係る医療に関するマニュアルについて

○追加資料・・・昨年度の処理経過と今年度のスケジュール等について説明

【萱場会長】

マニュアルの作成が10月ということで、これから進んで行くわけですよね。

【事務局】

方針・方向性というものを説明させていただいて、承認いただければ、さらに具体的な部分を今後進めていきたいと考えております。

○資料1・・・マニュアルの作成方針及び対策の概要について説明

【萱場会長】

これから決めていかなければならないことが、いっぱいあるということですよ。

【事務局】

具体的な部分については、マニュアルに書けないところもありまして、実際のところで検討していただくという整理をしています。

【萱場会長】

ウイルスサーベイランスというのは、新型インフルエンザが発生していない普段からやっている業務の延長ということですよ。

【事務局】

病原体定点医療機関で提出いただいているサーベイランスとなっています。新型インフルエンザが発生しますと、一部強化して、例えば全数把握で確認された患者についてや、学校での集団発生についてサーベイランスを実施するという意味です。

【立花委員】

サーベイランスのことですが、保健所に医療機関から届出していますが、今は紙媒体で、病院内でまとめたものをFAXしている。この方式は、今後変わらないのでしょうか。将来的にITを活用するという方向にはいかないのでしょうか。

FAXでもいいんですが、善し悪しがありますよね。普段も含めてですが、ましてや予期せぬ感染症が出てくると現場も混乱するので、ネット環境を活用するといった方法も考えていただきたいと思います。

【事務局】

届出を受けた保健所以降の流れでは、システムの入力がありまして、それを利用して収集・分析を行う形になっていくのですが、最初の届出の段階ができていないということだと思います。これについては、県だけではなく国においてということもありますので、機会があれば国に話をしていきたいと思います。

【萱場会長】

情報提供と共有というのは非常に大事で、ぜひ利用しやすくして双方向のものができるといいと思います。実際の現場ですと、例えば、非常に具合の悪いお子さんがいて明らかに新型インフルエンザであると、とりあえず入院しているがこれから人工呼吸が必要になり、明日の朝、人工呼吸器のある病院に移さなければならないといった場合の情報も、事前に分かって準備していると非常に楽なんですね。どういった形で利用していくか、構築していくかというのは難しいかもしれませんが。

【事務局】

情報伝達の方法というのは検討していきたいと思います。感染研の先生の話ですが、例えば、病院の空床情報を誰でも簡単に利用できるようなネット使ったり、FAXを使ったりといったソフトを国で検討しているというのもあります。情報伝達の方法で良いものがあれば、検討していきたいと思います。

【萱場会長】

医師会レベルで、普段から情報伝達がうまくいっているというのものもあるので、できるのではないかなと思います。

もう一つ、環境保健センターへの検体の搬入ですが、普段はゆうメールを使ってやっているんですね。緊急の時にその方法がベストなのか検討しなければならないのではないかと思います。

【事務局】

発生早期の段階ですと、保健所が積極的疫学調査等が入っていきますので、検体の搬送についても保健所でやるということになると思います。感染が拡大して以降となると難しいと思います。

【和賀委員】

医療協議会は、「新型インフルエンザ」対策医療協議会となっていて、行動計画などは、「新型インフルエンザ等」と使っているが、おそらく特措法を受けてという話で、必ずしも新型インフルエンザだけではなくて、例えば以前ですとSARSや今日の参考資料にもあるMERSもということなのか。医療協議会は、あくまでも新型インフルエンザを中心としてやるということではよろしいのでしょうか。

【事務局】

特措法における新型インフルエンザ等ということですが、新型インフルエンザと新感染症が含まれることとなります。医療協議会は、特措法ができる以前から新型インフルエンザということで、協議していただいていたという経緯があります。昨年度は行動計画を作成するというところで、新型インフルエンザ等という部分で検討いただいたわけですが、差支えなければ、医療協議会においても、特措法における新型インフルエンザ等という意味で統一させていただければと思います。今日は資料等も準備しておりませんでしたので、また改めて提示させていただいて要綱の改正等を行えればと思います。

【萱場会長】

今年、MERS騒ぎというのもありましたけど、環境保健センターに検体を送ると、結局扱いは同じだったんですが、当然このマニュアルにも含まれてくる。

【立花委員】

帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来というのは、国で決まった名称なのではないでしょうか。

【事務局】

国の示す通りの名称です。過去にH1N1発生の際に、県独自の名称を用いたため混乱したということもありましたので。

【立花委員】

今後は全国でこの名称でいくということでしょうか。

【事務局】

全国の状況まではわかりませんが、おそらく同じ名称を使うところが多いと思われま

【立花委員】

帰国者・接触者相談センターやコールセンターについて、一般県民にどのように周知するかというのが大事だと思います。発生時には非常に不安を感じて直接医療機関に電話をかける場合もあり得ますし、相談の窓口を県民にどのように周知するかというのは、何か検討しているのでしょうか。

【事務局】

以前の協議会でもご意見をいただいておりますが、情報の一元化ということで、県の対策本部が立ち上がった段階で、対策本部から情報を出していきたいと考えています。

【立花委員】

それは、どういうメディアを使ってとか。

【事務局】

あらゆるメディアを使っていくということになるかと。

【立花委員】

効果的な方法を検討していただきたい。

【東野委員】

サーベイランスのところで、県民、医療機関、市町村へ情報提供するとなっているが、並行して記載してあるがこれでよろしいのですか。並んで書いているのが非常に違和感を覚えます。

【事務局】

並行・同時という意味ではなく、それぞれにしっかりと情報を提供するという意味です。

医療機関へ先行して情報提供する場合ということのも当然あります。

【丹野委員】

国内発生早期と県内発生早期は同時と考えていいのでしょうか。青森県が国内で最初に発生ということもあり得ますが、時期がずれることもある。国内で発生したらすぐ対策を行うということでしょうか。

【事務局】

きっちりと線引きすることは難しいですが、県としては、国内で発生した段階で、県内でも発生するという前提で対策をしなければならないということになるかと思います。

【萱場会長】

各論の部分でこれから議論をしていかなければならないというものもあると思います。

————— 以上 —————